

| 資金名 | 貸付対象者《融資を受けられる方》 | 利 率 (固定) | 限 度 額 (運転資金の 限度額) | 期間(据置期間) 設:設備、 運:運転 | 認定機関 | 備 考 |
|-------------------|---|---------------------|--------------------------------------|---|--------|---|
| 中小企業再生支援資金 | ①中小企業再生支援協議会の支援を受けながら経営再建に取り組む方 ②金融機関の支援を受けながら経営再建に取り組む方 ③法的整理申立てから再生計画認可後3年を経過するまでの方であって、経営再建に取り組む方 ④私的整理手続き中であって、経営再建に取り組む方 | 2.1% | 8千万円 (5千万円) | ①②設15年(2年) 運10年(2年) ③ 設10年(2年) 運 7年(2年) ④3年 | 県 | 【金利優遇 △0.2%】 ②の要件に加え、中小企業支援機関の専門家派遣事業を受けた方 |
| 再生可能エネルギー発電事業促進資金 | ①再生可能エネルギーを活用した大規模な電力供給事業を行う方 ②中小規模の再生可能エネルギー発電設備を導入する方 | ①1.3% ②1.6% | ①20億円 (設備のみ) ②3億円 (設備のみ) | ①20年(3年) ②20年(2年) | 県 | ①は県外企業・大企業でも利用可能 |
| TPP協定等対応資金 | ①TPP協定、自由貿易協定(FTA)、経済連携協定(EPA)等の発効(準備を含む)に伴う増産や受注増加等に対応するための設備投資を行う方 ②TPP協定、FTA、EPA等の発効により、最近3か月の売上高又は売上総利益が過去3年内のいずれかの年の同期に比べて減少し、経営に支障をきたしている方 | 1.6% | ①1億5千万円 (5千万円) ②5千万円 (運転のみ) | ① 設15年(2年) ※ 建物の新築は20年 運 7年(2年) ②10年(2年) | 県 | ①はTPP協定、FAT、EPA等の発効前でも利用可能 |
| 経営改善サポート借換資金 | 信用保証協会の条件変更改善型借換保証を利用して、既往の保証付き融資の借換を行うとともに、新商品の開発や新サービスの提供などの新たな事業活動を行うことにより、経営改善に取り組む方 | 2.1% | 8千万円 (5千万円) | 15年(2年) | 県 | ・単なる借換のみは対象となりません。 ・条件変更改善型借換保証の対象となる既往の保証付き融資ならば、商工業振興資金以外も借換することができます。 |
| 流動資産担保資金 | 流動資産を担保として、資金調達を行う方 | 金融機関所定 (年3.0%以内) | 3千万円 (3千万円) | 1年 | 信用保証協会 | |

● 利用できる方

ご利用いただける方は、原則として、県内に本店（又は主たる事業所）がある中小企業者です。
〔中小企業者とは、中小企業信用保険法第2条第1項で規定する中小企業者です。〕

| 業種 | 資本金 | 従業員 |
|------------------------|-----------|--------|
| 製造業、建設業、運輸業、その他下記以外の業種 | 3億円以下 | 300人以下 |
| 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| サービス業 | 5,000万円以下 | 100人以下 |
| 旅館業 | 5,000万円以下 | 200人以下 |
| 小売業 | 5,000万円以下 | 50人以下 |

※1 資本金又は従業員のうち、どちらか一方が適合すれば、該当します。

※2 個人事業主又はNPO法人（一部対象外）も対象となります。

● 制度資金早見表（詳しくは制度資金一覧表をご覧ください）

| 目的・対象 | 利用資金名 |
|---|--------------------------------|
| ・新商品、新サービス提供 ・生産性向上、集客力向上 等 | 産業活性化支援資金 |
| ・自動車部品、航空機部品、有機エレクトロニクス関連製品等の生産設備導入 ・「経営力向上計画」、「経営革新」、「先端設備等導入計画」等の承認を受けて事業を実施 ・要綱に定める県の施策に沿った事業を実施 等 | 地域産業振興特別資金 【中小企業トータルサポート貸付】 |
| 事業継続困難な事業者から事業を承継、第二創業 等 | 事業承継支援資金 |
| 旅館、ホテルや観光施設の整備 | 観光振興資金 |
| 産業廃棄物処理施設の整備 | 環境保全資金 |
| 工業団地等への立地、工場増設・増築 等 | 産業立地促進資金 |
| 県内で新たに開業したい方 開業後間もない方で当面の事業資金を調達したい方 等 | 開業支援資金 |
| 「無担保」、「無担保・無保証人」で融資を受けたい方 | 小規模企業資金 |
| 経営の安定を図りたい方 | 経営安定資金 |
| 原材料価格高騰又は蔵王山の火口周辺警報の発表の影響により、経営に支障をきたしている | 地域経済変動対策資金 |
| 企業の再生を図りたい方 | 中小企業再生支援資金 |

【問合先】山形県商工労働部中小企業振興課

〒990-8570 山形県山形市松波2-8-1 電話:023-630-2359、3266(金融担当) FAX:023-630-3267
商工業振興資金HP : <http://www.pref.yamagata.jp/ou/shokokanko/110013/folder-kinyu/17shikin.html>

【山形県中小企業総合相談窓口(中小企業トータルサポート)】

中小企業の皆さまが抱える多様な相談に対して、各支援機関と連携して、きめ細かくサポートを行う「山形県中小企業総合相談窓口」（愛称：中小企業トータルサポート）を、県中小企業振興課と（公財）山形県企業振興公社に設置しています。

また、身近な相談窓口として、各総合支庁にも相談窓口を設置しています。

県中小企業振興課 → 電話：023-630-2354 FAX：023-630-3267

山形県企業振興公社 → 電話：023-647-0664 FAX：023-647-0666

中小企業トータルサポートHP : <http://www.pref.yamagata.jp/ou/shokokanko/110013/keieiisen/chusho-total-support.html>